

呉市教育委員会議題
(平成29年6月26日定例会)

呉市教育委員会

平成29年6月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第19号 請願書について（2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）
- 4 教議第20号 臨時代理の承認について（契約の変更について（東畠中学校校舎建設工事））
- 5 報告第13号 寄附受納について
- 6 報告第14号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
- 7 報告第15号 平成28年度生徒指導上の諸問題の状況について
- 8 報告第16号 平成28年度学校安全の状況について
- 9 報告第17号 平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について 【非公開】
- 10 教議第21号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について（人事案件）【秘密会】
- 11 教議第22号 呉市社会教育委員の委嘱及び任命について（人事案件）【秘密会】
- 12 教議第23号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について（人事案件）【秘密会】
- 13 教議第24号 呉市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について（人事案件）【秘密会】

教議第 19 号

請願書について（2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する
要望及び請願）

1 請願者

教科書ネット・呉

2017年 6月 5日

呉市教育長
中村 弘市様

2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願書

教科書ネット・呉

共同代表 岩崎 智寧

花岡 美紀

中室 茂

岸 直人

2018年度から使用される小学校道徳教科書の採択に向けて、貴採択区教育委員会では既に関係事務等に入っていることと思います。

文部科学省は、3月24日、2018年度用小学校道徳教科書及び高等学校教科書の2016年度検定の結果を公開しました。今回は、史上初めて小学校道徳教科書の検定が行われ、8社24点（分冊を含めて66冊）が検定申請され、検定意見による修正を経てすべて合格しました。

以下、小学校道徳教科書の検定結果について問題だと考えていることについて見解を述べます。

1 「特別の教科 道徳」検定について

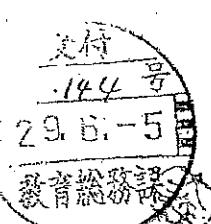
(1) はじめに

ある呉市在住の宗教者の「特別に教科 道徳」についての意見です。

「過去、明治政府は神道国教化政策のもと教部省を設置、東京増上寺のご本尊をとりはらい、全国の教団のトップを集めて神（天皇）に頭をさげさせました。すべての宗教に優越するものとして神道を位置づけようとしたのです。その後、真宗教団（神を拝まない教え）等の猛烈な抵抗により教部省は廃止に追い込まれます。國は路線を変えて、神道は國民の道徳であると「神道非宗教論」を展開しました。神道は宗教ではなく道徳であるのだから、どの宗教の信者も日本人であれば神を拝んで当然だという詭弁によって、國民を従わせようとしたわけです。

私は、教育基本法や道徳に盛り込まれている『伝統文化』とは、この線で理解しています。キリスト教徒もイスラム教徒も、日本人であれば神（天皇）を拝むことは当たり前だという精神性をふたたび植え付けることが目的なのだと思います。以上

国民の多様な考え方や歴史の教訓を顧みることなく、「特別の教科 道徳」が実施されることについて、この箴言を踏まえて私たちの見解を述べます。



(2) 道徳教科書検定にいたる経緯

戦前・戦中の教育においては筆頭教科とされた修身によって教育勅語の「徳目」が徹底的に教え込まれ、子どもたちはこの洗脳教育によって、「軍國少女・軍國少年」に育てられた歴史の事実があります。この反省のもとに、戦後の憲法・教育基本法による民主教育の下で、修身は廃止されました。

しかし、その後、保守勢力は修身の復活すなわち道徳教育の教科化をめざしてきましたが、日本教育学会をはじめ多くの研究者や教員・市民の反対のために実現できず、文部省は1958年に教科外活動として道徳の時間を設置しました。

自民党・文部省はその後も道徳の教科化をめざし、特に、第1次安倍政権は道徳の教科化を中心教育審議会に諮問しました。しかし、当時の中教審は「道徳は正規の教科にはなじまない」と教科化反対の答申を行いました。

ご存じのように、第2次安倍政権では教育再生実行会議を設置して、滋賀県大津市の中学生の「いじめ自殺」を大義名分に道徳の教科化を提言し、下村博文文科相（当時）は、「道徳教育の充実に関する懇談会」（有識者会議）で「教科化が必要」という結論を出しました。これを中教審に諮問し、中教審が道徳を「特別の教科 道徳」として正規の教科に格上げする答申を行いました。そして、正規の教科になれば検定教科書を使用することになり、今回、初めての検定が行われたという経緯があります。

(3) 道徳教科書検定には重大な問題があります

国語や社会、算数（数学）、理科などの教科と道徳とでは、教科書検定の意味・内容が決定的に異なっています。それは、他教科の場合は、人文科学や社会科学、自然科学などという体系的な学問を基にして、その学問の到達点にもとづいて編集され、検定も一応は科学的な学問を根拠に行なわれてきた。これに対して、道徳はこうした科学的・客観的な学問ではなく、出版社は、国が学習指導要領（指導要領）で定めた徳目をより所に教科書を編集し、検定もこの徳目を根拠に行なわれるほか無いのです。

道徳教科書の検定はこれまでの他教科の検定とは異なり、客観的・学問的根拠のない検定基準のために、道徳を教科化した政権の意向を忖度した教科書調査官による恣意的な検定がまかり通ることを強く懸念しています。

道徳の指導要領は「正直・誠実」「節度・節制」「親切、思いやり」「規則の尊重」「礼儀」「感謝」「家族愛、家庭生活の充実」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」など学年により19ないし22項目を提示している。道徳教科書には、学問的根拠に乏しいこれらの徳目をすべて盛り込まなければならないことになっています。従って、教科書会社は、検定基準に合致させるために、全ての徳目を網羅する横並びの教科書づくり（教材内容づくり）を行なわざるを得なくなつたと考えられます。これでは政権の意向をいかに受け入れるかを競わせる「国定化検定」と言わざるを得ません。

(4) 不当検定の例

小学校道徳教科書の検定では、上記の19~22項目の徳目を取り上げているだけでは不十分・不適切といいう検定が行われています。道徳教科書への検定意見数は全24点66冊合計で244件、1点当たり平均10件と少なく、教科書会社側の検定基準に沿う「自尊」「自己

規制」をした実態がはつきりしています。

244件の検定意見の内48件が指導要領に合っていない、特に指導要領の「内容の取扱い」(後述)との関係で「不適切」「不十分」などの意見で修正させています。

さらに、「図書の内容全体」、「ページ全体」が「学習指導要領の内容に示す項目との関係が示されていない」という検定意見が多く見受けられました。22項目の徳目を網羅するだけでなく、「内容の取扱い」で示した徳目の説明に書かれている具体的な事項に触れていなければ「不適切」として修正させる検定がされていたのです。これは、教科書を限りなく画一化し、内容面で事実上「国定化」するものであると言わざるを得ません。

例えば、「伝統と文化」については、「にちようびのさんぽみち」(東京書籍、小学1年)という題材で、登場する「パン屋」を「和菓子屋」に変えました。「大すき、わたしたちの町」(学研みらい、小学1年)という、町を探検する題材ではアスレチックの遊具で遊ぶ公園を、和楽器(しゃみせんやこと)を売る店に差し替えたなどは、「伝統・文化」の内容という点が足りないという検定意見による修正であることが広く報道され、多くの市民に政権の意向に沿った道徳教科書検定が知れ渡りました。また「しょうぼうだんのおじさん」(東京書籍、小学4年)という題材は、登場人物のパン屋の「おじさん」とタイトルを「おじいさん」に変え、挿絵も「高齢者の男性風」に変えさせました。これは「感謝」という項目の徳目についての教材ですが、指導要領がうたう感謝する対象の高齢者ではないのが不適切ということであるという修正意見でした。文科省は、「本全体を通じて指導要領の内容項目が反映されていない」と検定意見について説明していますが、まさに恣意的な検定だということがよく分かる事例になったと言えます。

(5) 人権や平和、多文化共生の題材がほとんど無い道徳教科書

「教える価値項目を細かく定めた学習指導要領が教科書会社の創意工夫の余地を狭め、横並びの結果を招くこと」になった(「中国新聞」17年3月25日)とメディアも批判しているように、小学校道徳教科書は横並びの画一的な題材が大変多く取り上げられています。

これは、やはり各教科書会社が検定不合格を恐れた結果、文科省発行の副教材『わたし(私)たちの道徳』や『道徳読み物教材』に掲載された作品・教材・題材を多く使用したためだと思われます。

道徳の検定基準の「基本条件」では、指導要領の「内容の取扱い」で示された「生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的課題」のすべてを教材として取り上げなくてはならない、とうたっているために、8社すべてがこれにかかる題材を無理矢理掲載しているので「教科書会社の創意工夫の余地を狭め、横並びの結果」担つたと考えられる。

しかも、掲載された非科学的な内容の作品・題材について文科省は検定意見をつけていなかったり、逆に、人権や平和、多文化共生の題材はほとんど見受けられなかったりという、内容についての偏向やひずみが現れているとメディアは報道している。これらについては、今後、文科省の検定公開や教科書展示会などを通じて市民の目線で点検していく必要があると考えている。

(6) 教科書を使って授業の方法にまで介入

「中身だけでなく、文科省は教科書を使った授業のやり方にまで注文をつけた」（「朝日新聞」2017年3月25日）という指摘がされている。教科書会社の多くは、文科省の「考え方、議論する道徳科」への転換に沿い、読み物の最初や最後に設問を入れています。

しかし、ある出版社は、1・2年向けの教科書だけには「指導の自主性を尊重したいという考え方から」（編集者）、あえて設問を入れなかつといいます。それに対して、指導要領が定めた「問題解決的な学習について適切な配慮がされていない」という検定意見がついたので、設問を挿入して検定にやっと合格したと聞いています。

道徳教科書の各題材に置かれた設問には、文科省が従来の道徳教育の欠陥だと指摘する登場人物の「心理理解」を扱うものが多くありました。これについてある編集者は「設問をあらかじめ示すことは、読み手の子どもに先入観を与え、読み方を規定することにつながりかねない。『考える道徳』に反しないか」（「朝日新聞」2017年3月25日）と指摘しています。

文科省は、道徳教科化への批判に対応するために、「考え方、議論する道徳科」を強調し、徳目の押しつけではないことを強調しています。しかし、これまで述べてきたように検定合格した教科書は、文科省が目標に掲げた「考え方、議論する道徳」には程遠い、画一化された横並びの、価値観を押しつける内容に修正されたものになっているといえます。「考え方、議論する道徳」とは「あくまで政府・文科省が決めた国定の徳目の枠内で『考え方、議論する』こと」という意味であり、この道徳教科書では、かえって子どもが「政府の意向を受けて主体的に」活動する中で国定の徳目を身に付ける、もっといえば森友学園の教育のように、検定基準に従って「自然に」「洗脳」されることになりかねない「特別の教科道徳」になることを危惧し、警戒しています。

2 要望及び請願

私たちは、以上の観点から、「特別の教科 道徳」を教科とすることに対して反対ですが、今後教科として教科書が採択され、授業や評価が行われることについては、日本国憲法が示す「平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」に基づく道徳教育が行われるかどうかを注視していきます。

さらに公正かつ民主的な適正手続きに則った教科書の調査研究、選定、答申を踏まえて道徳教科書の採択を行っていただくよう貴採択区教育委員会に、以下の請願をします。

貴教育委員会におかれでは、この請願を憲法第16条および請願法に基づく請願として取扱い、各委員にこの内容をお知らせいただくことはもとより、貴採択区教育委員会において、慎重にご審議くださるようお願いいたします。

【 請 願 書 】

教科書の調査研究、選定作業を踏まえて教科書採択が行われますから、この段階における公開・透明性の確保は、教科書採択全体の透明性の確保にとって、必須のものです。

また、これにかかる会議や事務内容は、すべて税金で賄われていることは言うまでもなく、そのためこれにかかるすべての情報は市民・住民と行政の共有のものであり、それぞれの段階において意思形成が終了したものについては透明性を確保するために採択関係資料を速やかに、もしくは遅滞なく市民に公開すること、及び貴採択区の子どもたちにふさわしい道徳教科書を採択していただくことを以下要望します。

〈採択資料等の公開・公表についての要望〉

- ①教育委員会会議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。また、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載すること。
- ②選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
- ③意思形成が終了し、選定委員会に報告された「調査・研究委員会報告書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
- ④意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
- ⑤教科書採択について審議する教育委員会会議（採択審議会）は傍聴者に公開すること。
- ⑥選定委員会会議、教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載すること。
- ⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開すること。

前項については、「調査研究委員会、選定委員会、教育委員会の意思決定に支障となる」などの理由で公開を拒否される場合がありますが、情報公開条例によれば、それらが報告、答申、採択した時点で、意思決定は既に済まされていることから、上述の理由は当たらぬものであります。もしも他の法的根拠に基づき公開できない場合は、その明確な法的根拠を明らかに示した回答をしていただくよう要望します。なお、貴会の規程・規則等は、内部の申し合わせであると考えられ、法的根拠とはなりえないことを念のため申し添えます。

〈道徳教科書の選定についての要望〉

これまでの学習指導要領の徳目には、人権や平和、多文化共生にかかわる項目がないために、このような道徳題材はありませんでした。

道徳の教科書は、総じて、人の生き方に関する問題を取り上げますが、そこにはさまざまな社会問題や様々な人々の境遇による違いがあるにもかかわらず、偉人やアスリートなどの成功事例を取り上げ、その人物個人の心や態度の問題として扱っていることが多いのが実態です。そしてそこから、学習する子どもたちの「自己責任」や「個人の頑張り」が

期待され強調され、ひとり一人の生活背景を踏まえない表面的な学習になる傾向があります。

また、「日本の自然や伝統文化のすばらしさ」「郷土愛・愛国心」を強調する題材により、日本人はすごいという自己中心的優越感で歪んだプライドをすりこむたりする危険性があり、学校が少数弱者を排除するヘイトスピーチの温床になる可能性を危惧しています。

しかし、「特別の教科 道徳」が教科とされても、その最も基本は日本国憲法ですから「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(前文一部抜粋)」で示される精神を盛り込んだ、人権や平和、民主主義にかかわる題材を多く取り上げている道徳教科書を選定していただくことを強く要望します。

(教科書採択における公正確保の徹底についての要望)

2017年3月28日文部科学省は「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」を発出しました。それには「教科書採択は・・・ルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。さらには、これらの行為の対象となった者の中に、教育委員会関係者や調査員等として教科書採択に関与する立場にあった者が含まれており、その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑惑を感じさせ、教科書(採択)に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。」とあります。

現在、広島地方裁判所において呉市教委の指導主事、選定委員、教育委員が関与する裁判において、原告は水増し、改ざん、誤記等によって採択された2015年度中学校教科書は違法採択であると主張し係争中であります。また、2011年度尾道市教委教科書採択において教育委員長が教科書の全てを審議せず、育鵬社公民教科書採択を一方的に主張し、教育委員長の立場を不当に利用して採択したことが明らかになり、尾道市教育委員会は市民に採択に係る疑惑・不信を抱かせたために、尾道市民や議会やマスコミから厳しく糾弾され、2015年には育鵬社以外の教科書を採択しました。このような不公正な採択を再発させないよう採択における厳密な公正確保をすることを強く要望します。

教議第20号

臨時代理の承認について

契約の締結について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成19年呉市教育委員会規則第9号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

別 紙

契約の変更について

平成29年第1回吳市議会（3月定例会）において議決を得た議第50号契約の締結についての事項中

「4 契約金額 331,236,000円」を

「4 契約金額 331,580,520円」に改める。

(提案理由)

東畠中学校校舎建設工事における契約金額を変更するため、吳市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案資料 契約の変更について

1 変更の趣旨

平成29年第1回吳市議会（3月定例会）における議決に基づき締結した東畠中学校校舎建設工事に係る請負契約について、契約金額を変更しようとするものです。

2 変更理由

本件工事については、平成28年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格の積算をしており、平成29年3月8日から実施している「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」の対象工事となります。

当該特例措置に基づき、本件工事の受注者である大之木建設株式会社から契約金額の変更に係る協議の請求があり、当該特例措置を適用することが妥当であると認められたので、契約金額を344,520円増額するものです。

※ 平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

吳市が平成29年3月1日以降に契約を行った建設工事のうち、平成28年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）を適用して予定価格を積算している工事について、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更に係る協議を請求することができる特例措置。

【変更後の契約金額の算出式】

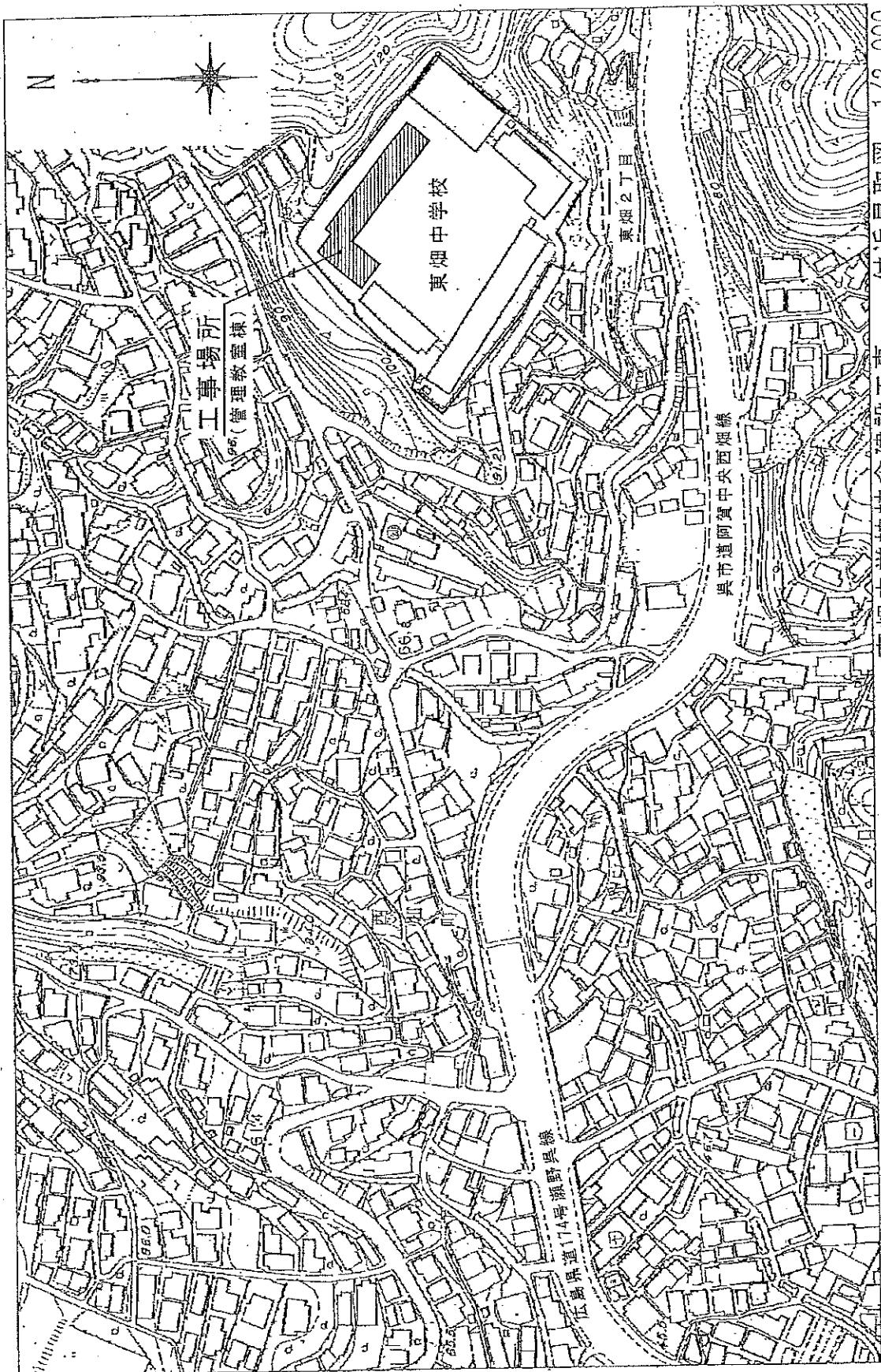
変更後請負代金額=新労務単価による工事価格×落札率×1.08

落札率は、入札金額を旧労務単価による工事価格で除した数値

3 変更内容

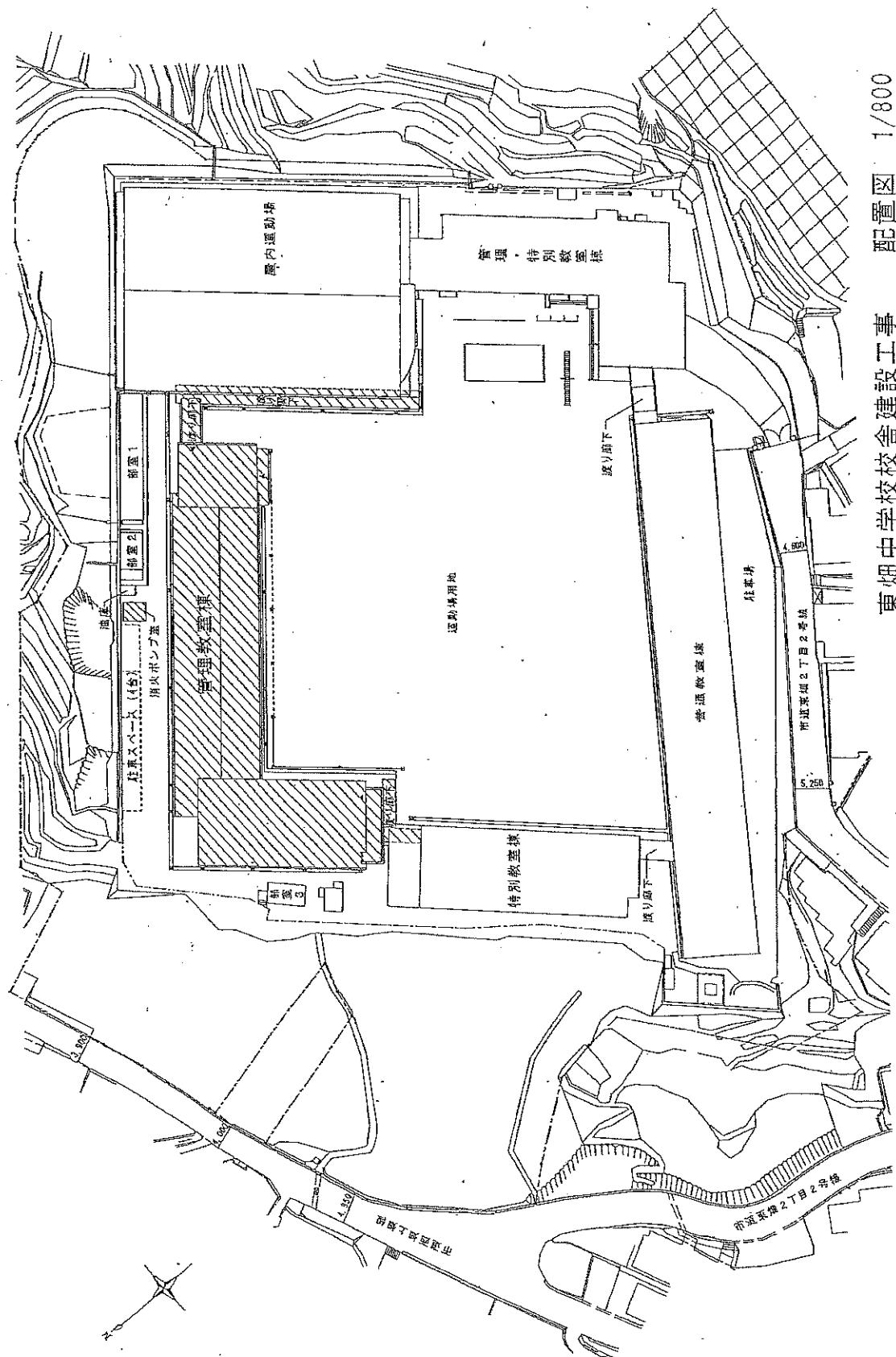
契約金額を、331,236,000円から331,580,520円に増額します。

東烟中学校建設工事付近見取図 1/2,000



配置図 1/800

東烟中学校校舎建設工事



報告第13号

寄附受納について

学校施設課

呉市の教育の充実のためにと、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
呉市在住の個人	現金	一式	1,000,000円	H29.5.8

寄附の趣旨 呉市の教育の充実

呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

学校施設課

【H28.4.1現在】

区分	全 体		内 許(棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A 判定	B 判定	C 判定	優先度調査
小学校	36	127	53	66	5	3	0
中学校	26	109	54	45	3	6	1
合 計	62	236	107	111	8	9	1
耐震化率	92.4 %		218 (耐震棟数)		18 (未耐震棟数)		

平成28年度 施工内容

【小学校】 · 広南小学校校舎耐震補強工事（2棟）

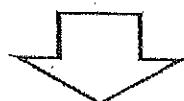
· 吉浦小学校校舎解体、改築（1棟）

【中学校】 · 音戸中学校校舎耐震補強工事（2棟）

· 和庄中学校校舎改築実施設計

· 片山中学校重層屋体改築実施設計

※耐震補強可能なものは完了



【H29.4.1現在】

区分	全 体		内 許(棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A 判定	B 判定	C 判定	優先度調査
小学校	36	128	54	69	3	2	0
中学校	26	109	54	47	1	6	1
合 計	62	237	108	116	4	8	1
耐震化率	94.5 %		224 (耐震棟数)		13 (未耐震棟数)		

平成29年度 施工予定

【小学校】 · 横路小学校校舎改築実施設計

【中学校】 · 和庄中学校体育館解体、改築

· 東畠中学校校舎改築

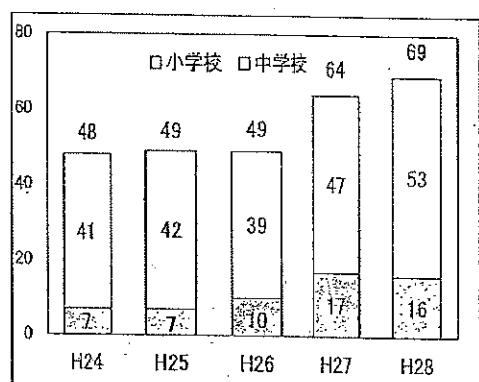
· 片山中学校重層屋体解体、改築

平成28年度 生徒指導上の諸問題の状況について

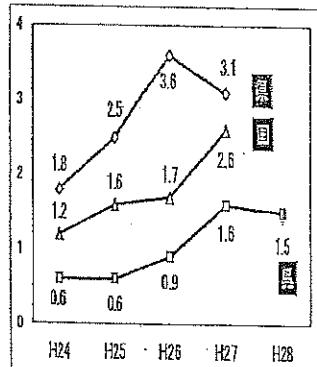
学校安全課

1 暴力行為の状況 (単位:件)

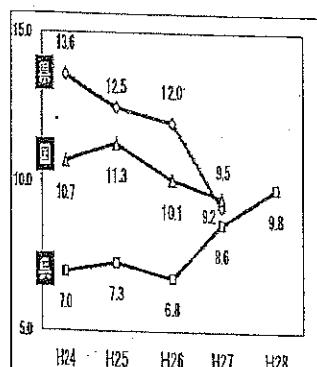
呉市の暴力行為発生件数



1,000人当たりの発生件数(小)



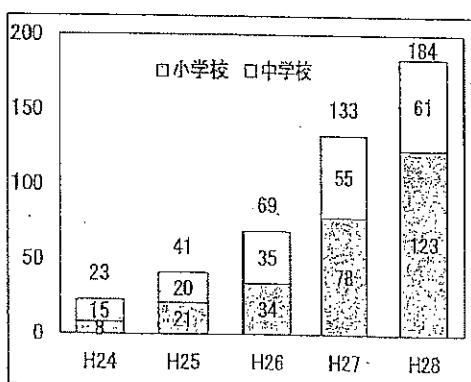
1,000人当たりの発生件数(中)



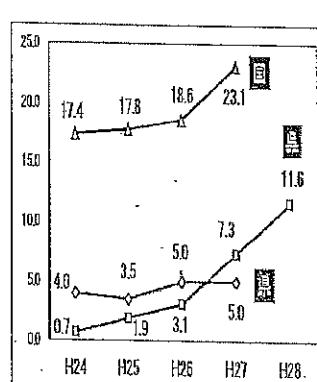
※ H28は暫定値

2 いじめの状況 (単位:件)

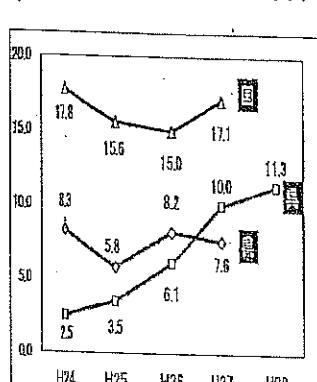
呉市のいじめ認知件数



1,000人当たりの認知件数(小)



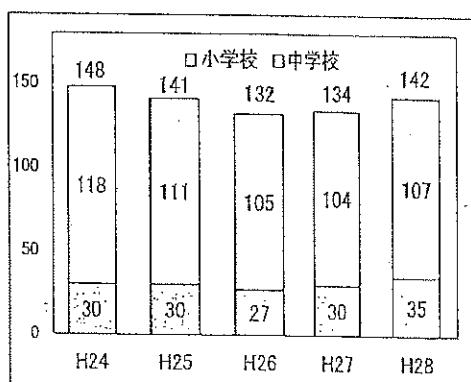
1,000人当たりの認知件数(中)



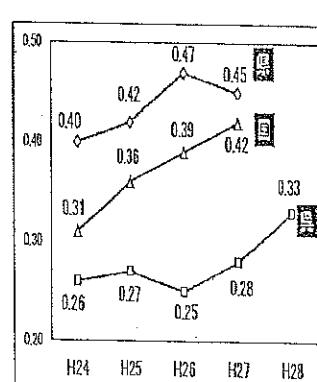
※ H28は暫定値

3 不登校児童生徒の状況 (単位:人)

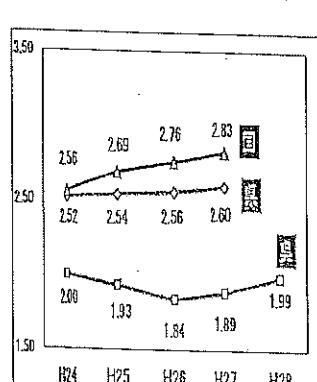
呉市の不登校児童生徒数



全児童数に占める比率(小)



全生徒数に占める比率(中)



※ H28は暫定値

4 主な対策

- ア 小中学校9年間を見通した生徒指導規程の整備及び周知による生徒指導体制の確立
- イ 指導主事の定期的な学校訪問による未然防止に視点を当てた指導・助言
- ウ 「呉市のスタンダード」(掲示、ロッカー、机・椅子)の確実な実施による落ち着いた学習環境づくりの徹底
- エ 授業規律の定着に向けた取組モデルを参考にした授業規律の改善及び確実な定着
- オ スクールソーシャルワーカーによる校内外の巡回や教職員との連携
- カ 児童生徒、学校、保護者、地域が一体となっていじめ問題の取り組む体制づくり等「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の機能化及び「いじめ撲滅キャンペーン」の充実を図ることによる未然防止及び早期発見・早期対応
- キ アンケート調査や個別面談、教育相談を計画的・定期的に行うことによる不登校やいじめ等問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応
- ク 適応指導教室やメンタルフレンド、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用及び警察やこども家庭センター等関係機関との連携

平成28年度 学校安全の状況について

学校安全課

1 交通事故の状況

(1) 年度別発生件数

(単位：件)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17	12	13	23	14

注) 学校管理下外の事故について、平成26年度までは、入院を伴うような大きなケガを負った事故のみ報告を受けていたが、平成27年度からは、軽微な事故でも救急搬送された事故については全て報告を求めた。

(2) 平成28年度状況別発生件数

(単位：件)

校種・ 時間帯 状況	小学校				中学校				吳高校	合計
	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日		
横断歩道横断中	2	1								3
飛び出し	1	1	2			1				5
自転車乗車中			2		1	1			1	5
その他		1								1
合 計	3	3	4	0	1	2	0	0	1	14

注) 件数は、学校から報告があった交通事故

(3) 主な対策

- ア 通学路の安全点検や「安全マップ」を利用した交通安全指導の実施
- イ 「呉市通学路安全推進会議」の設置による組織的・計画的な通学路危険箇所の改善
- ウ 「交通安全教室」、「自転車教室」、「小学校入学前の交通安全指導」、「呉こども交通安全推進隊」の実施
- エ 児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導
- オ 保護者、地域等と連携した登下校時の見守り活動の実施

2 学校事故の状況

(1) 学校事故発生件数(日本スポーツ振興センターへ共済給付申請済の事故)

(単位：件)

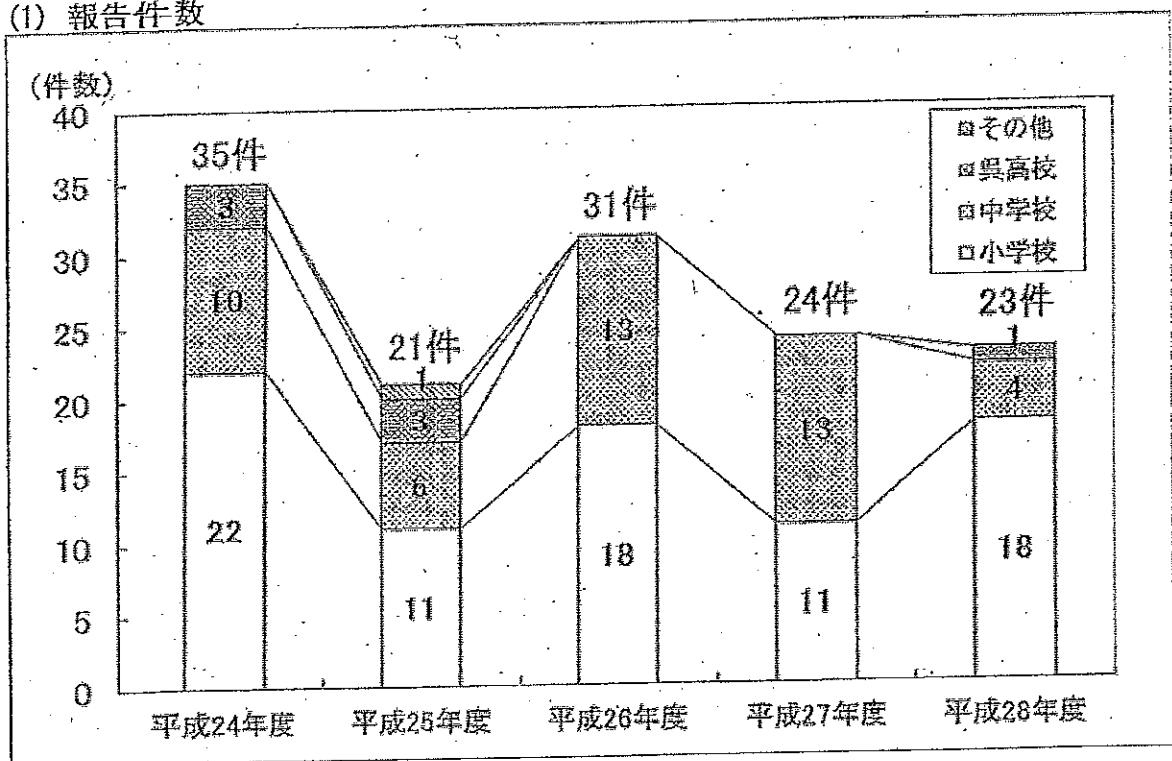
	小学校	中学校	吳高校	合計
平成24年度	806	778	54	1,638
平成25年度	755	860	51	1,666
平成26年度	828	818	53	1,699
平成27年度	812	723	59	1,594
平成28年度	692	690	54	1,436

(2) 主な対策

- ア 各学校における学校事故の未然防止に関する対策の推進
- イ 学校事故発生時の危機管理体制の確立

3 不審者の状況

(1) 報告件数



(2) 主な対策

- ア 「地域安全マップ」づくりや防犯教室等による子どもの危険予測・回避能力を育成する取組の推進
- イ 登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施
- ウ 安全パトロール車による定期的なパトロール
- エ 迅速な不審者情報の収集及び「守るネット」、「学校メール配信システム」等の発信による犯罪の未然防止
- オ 登下校時に、児童生徒が駆け込める緊急避難場所として商店や家庭等を「吳子ども110番の家」として登録